

軽油引取税に係る課税免除措置の必要性

平成 23 年 12 月 6 日

防衛副大臣 渡辺 周

軽油引取税に係る課税免除措置の3年間延長の必要性

課税免除措置の必要性

- 防衛省・自衛隊が、災害派遣、海賊対処、警戒監視等の任務を十分に果たすため、軽油引取税に係る課税免除措置は必要
- 課税の上で予算措置すべきとの意見については、150億もの新たな予算措置を行うこととなり、厳しい財政状況の下では非現実的。予算措置ができない場合は、艦艇が約4ヶ月間行動できなくなり、国民の安心・安全の確保に重大な支障を与える
- 民主党税制調査会でも御理解頂き、重点要望で民間と同様「延長を認める」とされたところ
- 民間を3年延長する理由は、国民生活の影響等を精査するためとしているが、他方、防衛省・自衛隊に対し課税を前提にすることは、安全保障や災害対処など、国民の安心・安全に対し、民間事業者に課税する場合と比較できないくらい、より重大な影響を与えることになる。したがって、民間と同期間の延長を行うべき
- 仮に国と民間に格差を設けた場合、自衛隊の東日本大震災や海賊対処での活動に対する国民的評価を踏まえれば、国民の安心・安全を軽視するとの国民的、政治的批判を招くことになる

軽油引取税に係る課税免除措置の3年間延長の必要性

税制としての問題

- 民間と国の延長期間に格差を設けることは、課税論の観点から問題
- そもそも、民間が非課税で、国・地方公共団体が課税となることは、基本的に無く、国に対する地方税も一般的に非課税(例:固定資産税、自動車税など)
- 国に対する課税は、実質的に国から地方に対する財政移転(補助金)と同じ。また、
税収も自衛隊の基地等が所在する特定の自治体(青森、神奈川、京都、広島、長崎、
沖縄の6県で、全体の約96%)に偏在することになり不公平
- 道路特定財源の一般財源化により期限を付した特例措置とされた軽油引取税の用途免税は、当該期限による廃止を前提とされた措置ではなく、その取扱について検討されるべきものと理解。特に、国への課税は、国民への負担を増加させることにつながることから、非課税が適当。これらを含め、引き続き議論を深め、慎重かつ適切な判断のためにも民間と同様、少なくとも3年間の延長が必要